R8. 997

様式第28号の3(第2条関係)(用紙　日本工業規格A4縦型)

医療法人事業報告書等届

令和8年8月27日

静岡県知事　川勝　平太　様

医療法人の名称　　医療法人社団　ひかる会
主たる事務所の所在地　藤枝市瀬戸新屋2[redacted]1
代表者の氏名　　杉　田　　光
(氏名を自署する場合は、押印は不要[redacted]。)

令和8年度
の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。
第　24期

提出書類

(1)　事業報告書
(2)　財産明細
(3)　貸借対照表
(4)　損益計算書
(5)　監事の監査報告書
(6)　経営状況に関する情報(診療所)

(注)

1　社会医療法人の場合は、次の書類を添付すること。
医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類

2　社会医療法人債を発行した医療法人の場合は、次の書類を添付すること。
(1)　純資産変動計算書
(2)　キャッシュ・フロー計算書
(3)　付属明細書
(4)　公認会計士又は監査法人の監査報告書(社会医療法人に限る。)

3　貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。

静岡県中部保健所
受付
-8.8.27
第3-71号
中伊医

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月３０日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　ひかる会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特別医療法人　　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　　■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　静岡県藤枝市瀬戸新屋２３３番地の１

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成１４年〇７月〇１日

(4) 設立登記年月日　　平成１４年〇７月１０日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	杉田　光	杉田整形外科管理者
理　事	鈴木　美由紀	
同	杉田　亮	
同	杉田　俊	
同	杉田　葵	
同	杉田　深香奈	
監事	永井　俊哉	

注）１．社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４７条第１項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４９条の４参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　　類	施設の名称	開　　設　　場　　所	許可病床数
病院			
診療所	杉田整形外科. 2215310455 〃	藤枝市瀬戸新屋２３３番地の１	一般病床　　0床 療養病床　　0床 [医療保険　　0床] [介護保険　　0床]
介護老人保健施設			

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること

３．介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和８年　６月２２日　　令和９年度の事業計画及び収支予算の決定
令和８年　６月２２日　　理事及び監事の報酬額の決定
令和８年　８月２１日　　令和８年度決算の決定

注）以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ　の　他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式２

法人名　医療法人社団　ひかる会　　※医療法人整理番号

所在地　藤枝市瀬戸新屋２３３番地の１

財　産　目　録

（令和８年６月３０日現在）

１．資　産　額	652,958	千円
２．負　債　額	169,246	千円
３．純　資　産　額	483,712	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		123,469
Ｂ　固　定　資　産		529,489
Ｃ　繰　延　資　産		0
Ｄ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ+Ｃ）	652,958
Ｅ　負　債　合　計		169,246
Ｆ　純　資　産	（Ｄ－Ｅ）	483,712

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式３－2

法人名　医療法人社団　ひかる会

所在地　藤枝市瀬戸新屋２３３番地の１

※医療法人整理番号

貸借対照表

（令和８年６月３０日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	123,469	Ⅰ 流動負債	38,601
Ⅱ 固定資産	529,489	Ⅱ 固定負債	130,645
1 有形固定資産	330,039	負債合計	169,246
2 無形固定資産	8,629	純資産の部	
3 その他の資産	190,821	科目	金額
Ⅲ 繰延資産	0	Ⅰ 資本金	9,900
		Ⅱ 資本剰余金	0
		Ⅲ 利益剰余金	476,713
		Ⅳ 評価・換算差額等	(2,900)
		純資産合計	483,712
資産合計	652,958	負債・純資産合計	652,958

様式４－２

法人名　医療法人社団　ひかる会
所在地　藤枝市瀬戸新屋２３３番地の１

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月３０日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	443,469
2 事業費用	388,196
本来業務事業利益	55,273
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	55,273
Ⅱ 事業外収益	9,925
Ⅲ 事業外費用	14,205
経常損失	50,993
Ⅳ 特別利益	0
Ⅴ 特別損失	
税引前当期純損失	50,993
法人税等	13,637
当期純損失	37,356

(注) １．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

※医療法人整理番号				

法人名　医療法人社団 ひかる会

所在地　藤枝市瀬戸新屋233番地の1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	純資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引との内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

(取引条件及び取引条件の欠点方針等)

(2)個人である関係事業者

種類	名称	所在地	純資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引との内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

(取引条件及び取引条件の欠点方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団　ひかる会
理事長　杉田　光　　殿

私は、医療法人社団　ひかる会の令和８会計年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年８月20日

医療法人社団　ひかる会

監事　永井　俊哉 [redacted]

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

証　明　書

当法人の令和8年6月30日現在の資産の総額は、金　483,712,645円である事を証明する。

令和8年8月20日

藤枝市瀬戸新屋２３３番地の１

医療法人社団　ひかる会

東京都文京区大塚１－８－４

監事　　永井　俊哉 [redacted]

上記の者は、当法人の監事に相違ありません。

藤枝市瀬戸新屋２３３番地の１

医療法人社団　ひかる会

理事長　杉　田　　光 [redacted]